ホ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
へ～ワ　［略］
カ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
ヨ　株式会社日本政策投資銀行
タ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
レ　独立行政法人国際協力機構
ソ　独立行政法人住宅金融支援機構
ツ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
ネ　独立行政法人農林漁業信用基金
ナ　独立行政法人福祉医療機構
ラ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
2　［略］
（財務事務所の所掌事務）
第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
一～十五　［略］
十六　次に掲げる者の監督に関すること。
イ・ロ　［略］
ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ニ～リ　［略］
ヌ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
ル～レ　［略］

ホ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
へ～ワ　［同上］
カ　株式会社日本政策投資銀行
ヨ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行
タ　独立行政法人住宅金融支援機構
レ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
ソ　独立行政法人国際協力機構
ツ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
ネ　独立行政法人農林漁業信用基金
ナ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
ラ　独立行政法人福祉医療機構
2　［同上］
（財務事務所の所掌事務）
第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
一～十五　［同上］
十六　次に掲げる者の監督に関すること。
イ・ロ　［同上］
ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ニ～リ　［同上］
ヌ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
ル～レ　［同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）
第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　次に掲げる者の監督に関すること。
イ・ロ　［略］
ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ニ～リ　［略］
ヌ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
ル～レ　［略］
二　［略］
2　［略］
第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。
2・3　［略］
4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
一～十一　［略］
十二　次に掲げる者の監督に関すること。
イ　［略］
ロ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ハ～チ　［略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）
第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　次に掲げる者の監督に関すること。
イ・ロ　［同上］
ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ニ～リ　［同上］
ヌ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
ル～レ　［同上］
二　［同上］
2　［同上］
第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。
2・3　［同上］
4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
一～十一　［同上］
十二　次に掲げる者の監督に関すること。
イ　［同上］
ロ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
ハ～チ　［同上］